

JARL
倉敷クラブ報

第248号

2003年10月11日 (土)



JARL登録 倉敷クラブ (登録番号31-1-1)

クラブ局 JA4YAB

<http://www.jarl.com/ja4yab/>

クラブ代表者 福岡康男 (JA4XZR)

〒710-0043 倉敷市羽島207-1

TEL086-424-9611

目 次

はじめに	JA4XZR	1
JA4YAB AWARD VIEWS	JA4XZR	2
CQ Local	JH4EOV	4
JARL岡山県支部だより		4
電話の常識 (49)	JA4KI	5
はじめてのハムフェア	JL4TTY	6
移動運用のご案内	JG4BCG	9
お知らせ		

次回定例ミーティングのお知らせ

日 時：平成15年12月13日（土）18時30分～
場 所：市内白楽町 倉敷商工会議所（駐車場有り）
〔当日入口の案内板にて会場を確認ください〕
次回以降の定例ミーティング 04年2月14日・4月10日

倉敷クラブの管理するレピータ

JR4WH 439.76MHZ (運用責任者：JH4EOO)
JP4YCK 1292.58MHZ (運用責任者：JA4AXM)

倉敷クラブ役員

会長 (兼アワード担当)	JA4XZR	会 計 監 査	JA4KI
副 会 長	JH4GNE	クラブ報担当	JA4AJB
副 会 長	JL4GAU	クラブ報担当	JH4EOO
庶 務 担 当	JH4EOV	ミーティング担当	JR4BXX
会 計 担 当	JH4DDG	ミーティング担当	JG4BCG

クラブ報の原稿はミーティングの2週間前迄にクラブ報担当までに持参またはEメールでお願いいたします 原稿の寸法は表紙の外枠 (13.5×21.5 cm) です クラブ報担当 JA4AJB JH4EOO

クラブ報の配付はミーティング当日持ち帰りを原則としております
ミーティング欠席の場合は代理で受取る方へ依頼されるようお願いいたします

はじめに

J A 4 X Z R 福岡 康男

天候不順な夏で西日本では遅くまで残暑が厳しい毎日でしたが、風も雲も秋の気配が感じられ、無線のコンディションも秋のもの変わりつつあります。

それとともに各地の秋祭りの便りが聞こえてくるようになりました。

ご承知のように倉敷の町並みは、最初は倉敷川沿いに形づくられ、その後次第に鶴形山の南を東西に走る往還に沿って、白壁に貼り瓦の蔵屋敷が立ち並ぶようになったのは、今から四百年ほど前、江戸時代の初めといわれています。

その倉敷の秋祭りですが、江戸時代、文化文政（1804～1829）頃の氏神様である阿智神社の祭礼は、別名『屏風祭』とも呼ばれていたそうです。

町内各家が、通りに面した格子戸を外し、自慢の屏風を飾り、花を生けて人々をもてなしたといわれます。

平成14年に「倉敷屏風祭復活を願う衆」の肝いりで阿智神社秋季例大祭にあわせて復活実施され、今年からは「倉敷屏風実行委員会」の手で運営されることになりました。

人々との心のふれあいや語らいを楽しんだ良き昔の思い出をたどり、その伝統を現代に生かすのが主旨です。

往時の町並みの姿を色濃く残す、本町から東町にかけての約30軒で屏風や各家の自慢の品々が飾られます。

地元のJARL倉敷クラブとしても、春の『倉敷音楽祭』夏の『倉敷天領夏祭り』同様に協賛してアマチュア無線を通じて全国にPRすることになりました。8月30日に注文していた「QSLカード」が入荷したので、在籍のクラブ員の方全員に見本をお送りしました。

このQSLカードは「倉敷屏風祭実行委員会」提供の資料を基に、JA4LXZ荒河さんがデザインしてくれた力作です。

併せて、QSLカードの製作・購入にご協力頂いた方、有り難うございました。

私も早速、8月31日からこのQSLカードを使ってPRを開始しましたが、世代のギャップをしみじみ感じています。生活様式が昔と変わっている時代を反映してか「天領」とか「屏風」を知らない方も多いようです。特に外国の方にこれを分かりやすく説明するのは至難の業です。

ともあれ、10月18日・19日には各家々のおもてなしの心の『倉敷屏風祭』をお楽しみ下さい。この旧家の中には倉敷クラブの方のお宅もあります。

JA4YAB AWARD VIEWS

de JA4XZR

【今後の市町村の合併予定情報】資料提供 【総務省】 2003, 9, 1 現在

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名	合併形式
15, 11, 15	山梨県	富士河口湖町 (ふじかわぐちこ)	河口湖町・勝山村 足和田村	新設
15, 12, 01	三重県	いなべ市 (いなべ)	北勢町・員弁町 大安町・藤原町	新設
16, 02, 01	岐阜県	飛騨市 (ひだ)	古川町・河合村 宮川村・神岡町	新設
16, 03, 01	長崎県	対馬市 (つしま)	巖原町・美津島町 豊玉町・峰町 上県町・上対馬町	新設
16, 03, 01	長崎県	壱岐市 (いき)	郷ノ浦町・勝本町 芦辺町・石田町	新設
16, 03, 31	熊本県	上天草市 (かみあまくさ)	大矢野町・松島町 姫戸町・龍ヶ岳町	新設
16, 04, 01	新潟県	阿賀野市 (あがの)	安田町・京ヶ瀬村 水原町・笹神村	新設
16, 08, 01	長崎県	五島市 (ごとう)	福江市・富江町 玉之浦町・三井楽町 岐宿町・奈留町	新設
16, 08, 01	長崎県	新上五島町 (しんかみごとう)	若松町・上五島町 新魚目町・有川町 奈良尾町	新設
16, 10, 01	愛媛県	愛南町 (あいなん)	内海村・御荘町 城辺町・一本松町 西海町	新設

9月22日の朝日新聞の記事によると、国が推進する「平成の大合併」で、合併話が浮上している府県庁所在地36市のうち過半数の27市が周辺自治体の足並みの乱れなどで合併構想が停滞していることが、朝日新聞社の調査でわかったようです。

国は全国約3200市町村を3分の1に減らす目標を立てるが、総務省合併推進課は「機運は盛り上がっているが、05年3月の合併特例法の期限までには難しい」としています。

【中国地方賞について】

残念なお知らせですが、JARL中国地方本部から発行されている唯一のアワードとして地味でしたが、1982年より20年間続いてきた「中国地方賞」の発行が中止となりました。

このアワードは他の地方本部からは、色々とFBなアワードが発行されているのに4エリアには無かったので、当時の地方本部長、各県の支部長に働きかけて誕生したもので、私もアワード委員の一人として企画に参加した思い出の深いものです。

ご承知のようにJARLのリストラで中国地区本部の事務局が廃止となり、その後はJA4AO井原地方本部長が発行を継続して下さっていたのですが、このほど発行を中止するとの連絡を頂きました。

5年間をかけて完成するというユニークなアワードで、CQ誌のアワード欄にもedのJR1DTN佐藤さんが取り上げて下さったことでもあります、突然の中止の報に時代の変遷を思い感傷的になっています。

【CONTEST】

毎年のことですが、9月は特にコンテストの多い月です。今年は「まえがき」にも書きました「倉敷屏風祭」のPRも兼ねて積極的にアタックしました。とはいえ、宮仕えの身ですから思うようにはいかないもどかしさがあります。成績はともかくとして、9月に私が参加したコンテストを報告します。

- 第44回 ALL ASIAN DX (電話) 9月6日～8日
- ヨーロッパDX コンテスト (SSB) 9月13日～15日
- 第33回 XPO 記念コンテスト 9月15日
- 第17回 オール秋田コンテスト 9月20日～21日
- スカンジナビア コンテスト (CW) 9月20日～21日
- オール鳥取コンテスト 9月21日
- スカンジナビア コンテスト (SSB) 9月27日～28日

◆合格おめでとう

- ★ JL4TTY 光成 清志さんが 1アマに合格され、H15.9.9日付で免許証を取得されました。

◆クラブ員在籍20年の表彰

- ★ JR4BXK 衛藤親徳さんが倉敷クラブ員として在籍20年を迎えられました。当クラブの内規・申し合わせ第15条により記念品を贈り表彰いたします。

◆パソコン関係のお知らせ

- ★ 8月のパソコン教室は8月17日に、9月は9月21日にJA4BLO出羽さんのお世話を頂き川入会館にて開催しました。
- ★ 10月のパソコン教室は、8月のクラブ報に10月19日に開催すると御案内していましたが、地域の秋祭りで会場が使用出来ません。したがって10月12日(日)に変更いたします。
- ★ 11月のパソコン教室は、11月16日(日) 09時00分～ 場所は川入会館。
- ★ 12月のパソコン教室は、12月7日(日) 09時00分～ 場所は同じく川入会館を予定しています。

(変更ある場合は、毎週金曜日21時からのミーティングでその都度連絡します)

—以上—

JARL 岡山県支部だより

■ 役員会・クラブ代表者会議

平成15年11月16日

役員会・・・13時00分

クラブ代表者会議・・・14時00分

場所 未定 決定しだい関係者にメールにて連絡します。

■ ARDF 中国地方大会

平成15年11月30日

詳細はJARLニュース等を参照してください

◎故障ではない電話機の故障

最近多くなった故障です。昔NTTの黒電話を使っていたときには皆無だった、故障ではない故障のことです。

昔のNTTの黒電話と、今の多機能の電話機を比べてみてわかることは、昔のNTTの電話機は、電源がいらなかったことです。もっとも、NTTが民営化されて間がない頃に、とにかく何か変わった電話機が使いたくて、電気屋さんで買った電話機の中には、形がNTTの電話機と違うだけで、機能としてはほとんど同じというのがありました。そういうものの中には、電源が不要なものも見受けられました。また、短縮ダイヤルや、ワンタッチダイヤル機能だけのものには、メモリーのバックアップ用に、電話機の中に単3や単4の乾電池が入っていたものもあり、外見からは、電源が不要のように見えるものもありましたが、今回のお話としては、電池も電源と考えることにします。

症状としては、電話をかけることも、受けることもできなくなるというものから、呼び出しの音は小さくなったが、通話ができるというものまで、かなり幅があります。これらの違いは、電話機のそれぞれの設計思想の違いによるものです。例えば、通話回路でいうならば、NTTからきているDCの4.8Vだけで動作する範囲が広いものは、完全にはダウンしません。ベルの回路でいうならば、呼び出し時にNTTから送られてくる16Hzの75Vだけで動作するようになっているものは、停電しても、ベルはちゃんとなります。

電話がおかしくなった、壊れた、とあわてる前に、ACアダプターがコンセントからはずれかかったり、電話機側の差し込みがゆるんでいないかを確認してください。もちろん停電でもこうなりますh i。このような場合は、一般的には、いろいろな設定が記憶されているメモリーの内容は、消えたりしてはいないはずで。

メモリーバックアップ用の電池があがって、ワンタッチダイヤルや短縮ダイヤルが使えなくなったという故障は、電池を取り替えただけではだめで、今までのメモリーの内容は、電池があがった時点で消えてしまっていますから、新たにメモリーに番号のデータを入れてやらないと、直りません。

昔のNTTの電話は、今の電話機のように、機能がたくさんありませんから、電話機の取扱説明書なるものはありませんでした。しかし今の電話機は、機能の固まりで、取扱説明書がないと、グリコのトレードマークと同じで、「お手上げ」です。私は、今の電話機について、いろいろと尋ねられたときには、大変冷たいようですが、説明書をよく読むようにとしか言ってあげられません。説明書なしでは、短縮ダイヤルの設定すらできません。

どうぞ、電話機に付属の説明書をよく読んで、取り扱っていただくことと、もし電池が入っていることがわかったら、古くなって、漏液する前に定期的に交換するようにして、「故障」h iにならないよう、日常のメンテナンスをしてください。

かねてより、一度は行って見たいと思っていたビックサイトでのハムフェアに、ようやく念願がかなって、8月22日の夜から出かけました。今回の東京行きは、フレンドがドライバーをしているJRの夜行バス、京浜吉備ドリーム号を利用しました。倉敷駅北口20時40分発の二階建てバスで、ゆったりとした一人がけシートで3列のトイレ付、38席ダブルデッカー車です。

私は瀬戸大橋温泉(山幸)の駐車場へ車を置いてから、二階最前列の眺めの良い席に座りました。定刻の20時57分に発車して、岡山の天満屋バスステーションと岡山駅前のワシントンホテルに停車すると、車内は満席になりました。ギャルも10人ばかり乗り込んで賑やかなムードになりました。

車内には飲み物のサービスがないとの事で、途中の竜野西SAで10分だけの買い物タイムを取りました。消灯をした後、バスは一路東京へと走り続けました。

翌朝横浜駅YCATに到着した後、横浜ベイブリッジを渡って湾岸線を川崎、羽田とひた走り、レインボーブリッジからお台場を眺めているうちにまもなく東京八重洲口二番ホームに7時30分無事到着しました。ドライバーにお礼を言って降車し、駅の地下へと向かいました。

顔を洗って一息ついてから、朝食をとりました。10時のハムフェア開会までには時間があるので、駅の窓口に行き都内フリー切符を730円で購入し、上野公園へ行きました。朝早くから多くの人が子供や愛犬を連れて散歩を楽しんでいました。鳩とカラスが多いのには驚きでしたが何故かスズメの姿はあまり見ませんでした。上野の東照宮と、清水観音堂へ参拝して、例によって記念の朱印を頂きました。

秋葉原の電気街を一寸だけ覗いてから、新橋駅へ行き無人電車の、ゆりかもめに乗ることにしました。土曜日とあってものすごい人でごったがえしており酔いそうでした。駅の構内にある建物を四列で一周している長い行列の最後部をやっと見つけて並び、牛歩のすえに何とか一日乗り放題の切符を800円支払い手にする事が出来ました。

プラットホームに行くとするで、6両編成のゆりかもめが満員状態で停車していました。次の便にしようかと思いつつも遅くなるので、バックで乗りかけたところへ、駆け込みのオパタリアンがやって来て、ヒップでグイグイと隙間らしき所へ押し込んでくれたので、どうにかドアが閉まり超満員のお客を詰め込んで発車しました。今日のゆりかもめはいつもよりスピードが遅くて少しあえいでいるようでした。注 ゆりかもめとはタイヤの車輪で走る無人操縦の電車の愛称。

国際展示場正門で下車、会場入り口では毎度お馴染みの風車発電のJA3CKF局が立っていて、みんなが声をかけていました。何でも最近は雑誌やテレビで有名人になっているとのこと。少し話しをしてから、会場のチケット売り場に並び、割引券と千二百円で入場券を手に入れやっと中にはいりました。

倉敷クラブをPRしようとあの派手な帽子でウロウロする事にしました。

何しろ会場が広すぎてガイドブックの案内図を見ても良くわからずキョロキョロしながらやっとJAGのブースにたどり着きました。さすがは首都圏での開催、ブースの数も多く、人も溢れていて会場の熱気を肌で感じました。

倉敷のハム仲間がメールで知らせていたらしくて、JI3DST舟木さんが待っていてくれてアイボールが出来た。何だか聞き慣れた声があるので振り向くとJA4LXZ荒河さんとJK4JYA浅雄さんだった。例によってJAGのブースに貼ってある参加ボードにサインを済ませてから、ついでに来年の会費も納めておきました。アワードのエキスパートJR1DTN佐藤さん、香川のOMのJA5MG稲毛さんに、高知総会でお世話になったお礼を言いました。

荒河さんと舟木さん達のブースJARL関西地方本部へ行きました。メンバーの人達が来年池田市で開催のJARL総会と関西ハムフェアのパンフレットを配ってPRをしていました。倉敷クラブはマイクロバスで乗り込むので、駐車場の確保を是非ともお願いしたいと荒河さんが交渉をしていた様です。Hi
会場の中で記念局とQSOをしているので、私もポータブル1で144MHz、430MHzのFMで交信しました。

隣のブースがQSO、bankだったので立ち寄りました。日頃お世話になっているのでお礼を言って、しるしばかりのドネーションをさせてもらいました。いつもハムログで大変お世話になっているJG1MOU浜田さんがおられたのでアイボールをして、いろいろと話しが出来たのでとてもラッキーでした。

港南クラブのブース前では派手な帽子を見て倉敷クラブの方ですかと聞かれた、JA1LZA木村さんとアイボールをして430MHzで交信しカードを頂きました。

遅い昼食に行く途中で帰り支度の荒河さんと出会いました。食事後、即日発表3・4アマ国家試験の会場6階605会議室を覗いて見ました。既に合格者の番号が掲示されていました。3級は27人が合格、4級は多かったので数えなかった。もう一回最終の試験があるようで、年寄りの試験官が受け付け事務をしていました。

まだ時間があるのであちらこちらと、ブースを見て回りました。欲しいものも幾つか有りましたが荷物になるので見るだけにしました。今年は去年よりも人出が多いようですと出店の人が言っていました。それでも相変わらず若い人と、女の人が少ないと、年寄りの人が目立ちました。自分もとしよりですが……

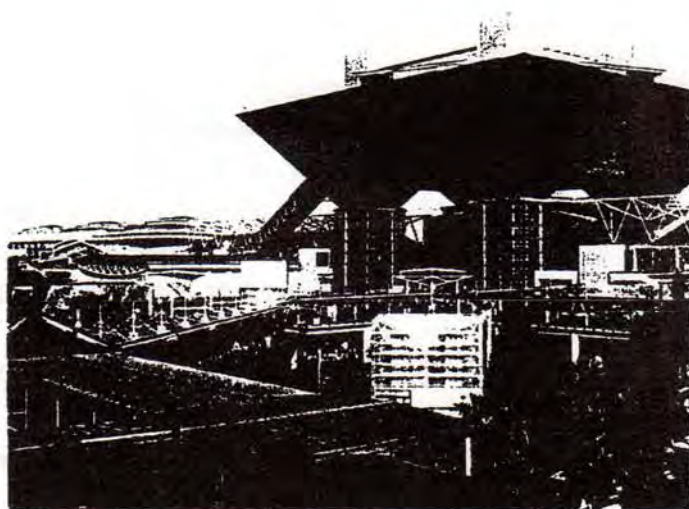
特別記念局の運用場所がわからなくて、あちこち探してやっと見付けましたが四時のタイムオーバーで受け付け終了のため運用が出来なくて残念でした……

会場も五時前になりぼつぼつ片づけに掛かっているブースも目に付き始めたので、名残惜しいのですが帰ることにしました。今回初めての参加で多くの人との出会い、また会場の賑やかな雰囲気も体験する事ができて、私にとって大変有意義な一日でした。

今晚の宿は両国駅前のホテルにチェックインしました。ドリンクサービスのビールを一杯飲んでホテルの周辺を散歩しました。その名の通り両国国技館の周辺には相撲部屋が其処ここにあり、ちゃんこ鍋の店が軒を連ねていました。明日は国技館の隣にある江戸東京博物館に行ってみようと思っています。

ビールのせいかわかりませんが眠くなって来たので楽しい夢でも見ようとベット・インしました。

最後までお読みいただき有り難うございました、感謝いたします。





移動運用のご案内



JG4BCG

9月に入っても暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。出発する頃には凌ぎやすい季節になっているかも知れませんが、紅葉もきれいな剣山の散策を楽しんでいただくように計画を立てました。春同様に多くの方の参加をお待ちしております。

記

日時 平成15年10月26日 (日曜日)

午前7時00分 出発

場所 四国 ^{つるぎさん} 剣山・その他参加者の希望する所

参加費 ¥3,000 /一人 (中学生以上)

集合場所 衛藤さん宅前 ⇒ 平松さん宅 ⇒ 若林さん宅
前 ⇒ 倉敷駅前 (チボリ公園前)

※参加される方は会長・衛藤・平松・若林さんの何方かに10月

20日までに連絡してください。当日参加も受け付けますが、そ

の時は出発時間までに最寄の乗車場所に来て、連絡してください

(参加者は駐車場所・乗車場所は事前に連絡をしておいてください)

以上

お知らせ

◎電波関係法令の改正

1 電波の型式の表示

アマチュア局以外の局の表示は、昭和58年3月25日に改正された電波法施行規則等の一部を改正する省令で、「主搬送波の変調の型式」+「主搬送波を変調する信号の性質」+「伝送情報の型式」で表示されるという国際的表示になりました。ところがアマチュア局だけは、それまでの古い表示方法で表示されるという附則によって、20年間にわたって、時代遅れの表示が使われてきました。

外国局と交信したときに交換されるQSLカードの電波型式欄には、外国局からのものには、新しい表示で書いてあっても、JA局からのものには、時代遅れの旧表示で書いてあるということが普通で、HAM先進国のJAのHAMは恥ずかしい思いをしてきたわけです。JA4KIさんは、NYPのときのVHFの交信のカードの電波型式欄に、「F3E」と書いて国内の局へ発行して、行政当局へささやかなレジスタンスをしておられましたhi。

来年の1月13日から後に提出される再免許申請書などから適用されます。

- 総務省令第七号
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年八月十一日
総務大臣 片山虎之助
- 電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
（五十八年郵政省令第九号）の一部を次のように改正する。
附則第三項を次のとおり改める。
- 3 削除
- 附 則
- 1 この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。
 - 2 この省令の施行前にしたアマチュア局に係る施行規則、免許規則、設備規則、証明規則、運用規則及び検定規則に基づく処分、手続その他の行為のうち、電波の型式の表示は、この省令の施行の日以降においては、施行規則第四条の二の規定に従つて相当の電波の型式の表示をしているものとみなす。

2 無線局免許手続規則

ア アマチュア局の(再)免許・変更申請(届)の際に提出する書類の21の欄に記載することができる記号や、総務大臣(地方総合通信局長)が指定する電波の型式の表示についての記号が定められた

型式を表示する記号の告示は次のとおりです。

イ アマチュア局の再免許の申請期間の始期が定められた

今までは、アマチュア局の再免許申請の始期は規定がなく、終期のみが規定されており、理論上のアマチュア局の再免許の申請期間は、4年11箇月ありましたが、始期が「免許の有効期間満了前1年を超えない期間」と定められ、申請期間は11箇月に縮まりました。

○総務省令第八号
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）の規定に基づき、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十五年八月十一日
総務大臣 片山虎之助
無線局免許手続規則の一部を改正する省令
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項に次のただし書を加える。
ただし、公益法人にあつては、第一号及び第三号に掲げる事項を除く。
第十条の二の見出し中「周波数」を「周波数帯」に改め、同条に次の一項を加える。
10 法第八条第一項の規定により指定する電波の型式でアマチュア局に係るものは、総務大臣が別に告示する記号により表示することがある。
第十七条第一項中「免許の有効期間満了前一月まで」を「免許の有効期間満了前二箇月以上一年を超えない期間」に改める。
第二十一条中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。
11 第十条の二第十項の規定は、アマチュア局に係る免許状に電波の型式を記載する場合に準用する。
別表第一号の八注の四中「氏名を記載」を「氏名を記載（公益法人を除く）」に改め、同表注五中「社団」を「社団（公益法人を除く）」に改める。
別表第二号の八注を次のように改める。
3 21の項は、次によること。
（一）電波の型式については、第十条の二第十項の規定に基づき総務大臣が別に告示する電波の型式の記号により記載することができる。
（二）変更の許可申請の場合であつても、変更後の周波数帯、空中線電力及び電波の型式のすべてを記載すること。
附 則
（施行期日）
1 この省令は、平成十六年一月十三日から施行する。ただし、第五条の改正規定、第十七条第一項の改正規定及び別表第二号の八注の二の改正規定は、公布の日から施行する。

個人が開設するアマチュア局については、「イ」はすでに8月11日から施行されていますが、すでに提出されている再免許の申請については、OKになっています。「ア」については、来年1月13日から施行です。

3 アマチュア局が動作することを許される周波数帯
高い周波数の部分の改正です。

○総務省告示第五四六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条の二の規定に基づき、昭和五十七年郵政省告示第二四八号（アマチュア局が動作することを許される周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月十一日

総務大臣 片山虎之助

表号「78GHzまで」を「78GHzまで（注1）」と「136GHzまで」を「136GHzまで（注1）」と「250GHzまで」を「250GHzまで（注1）」に改め、同表注に次のように加える。

(4) 50MHzから50.1MHzまで、431.9MHzから432.1MHzまで、1295.8MHzから1296.2MHzまで及び5.760MHzから5.762MHzまでの周波数帯を使用して、月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。）を行う場合

附 則

この告示は、平成十六年一月十三日から施行する。

4 アマチュア業務に使用する電波の型式および周波数の使用区別

一応原文を次に示しますが、大変見にくくてわかりにくいと思いますので、JARL NEWSやCQ誌に出ている、色分けされたグラフ状のものをごらんになった方がわかりやすいと思います。

○総務省告示第五百八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第二百五十八条の二の規定に基づき、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を次のように定め、平成十六年一月十二日から施行する。

なお、平成八年郵政省告示第六百六十四号（アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）は、平成十六年一月十二日限り、廃止する。

平成十五年八月十一日

総務大臣 片山虎之助

1 1.810kHzから10.5GHzまでの周波数

周波数帯の別	使用電波の型式及び周波数	
	電波の型式	周波数
1.810kHzから 1.825kHzまで及び 1.907.5kHzから 1.912.5kHzまで	A1A	1.810kHzから 1.825kHzまで及び 1.907.5kHzから 1.912.5kHzまで
3.500kHzから 3.575kHzまで	A1A	3.500kHzから 3.520kHzまで
	A1A F1B F1D G1B G1D	3.520kHzから 3.525kHzまで
	すべての電波の型式(1)	3.525kHzから 3.575kHzまで(2)
3.747kHzから 3.754kHzまで	A1A H3E J3E R3E	3.747kHzから 3.754kHzまで
3.791kHzから 3.805kHzまで	すべての電波の型式(1)(3)	3.791kHzから 3.805kHzまで(2)
7.000kHzから 7.100kHzまで	A1A	7.000kHzから 7.025kHzまで
	A1A F1B F1D G1B G1D	7.025kHzから 7.030kHzまで
	すべての電波の型式(1)	7.030kHzから 7.100kHzまで(2)
10.100kHzから 10.150kHzまで	A1A	10.100kHzから 10.140kHzまで
	A1A F1B F1D G1B G1D	10.140kHzから 10.150kHzまで
14.000kHzから 14.350kHzまで	A1A	14.000kHzから 14.070kHzまで
	A1A F1B F1D G1B G1D	14.070kHzから 14.100kHzまで
	すべての電波の型式(1)	14.100kHzから 14.350kHzまで(4)
18.068kHzから 18.168kHzまで	A1A	18.068kHzから 18.100kHzまで
	A1A F1B F1D G1B G1D	18.100kHzから 18.110kHzまで
	すべての電波の型式(1)	18.110kHzから 18.168kHzまで(2)

21,000kHzから 21,450kHzまで	A 1 A	21,000kHzから 21,070kHzまで
	A 1 A F 1 B F 1 D G 1 B G 1 D	21,070kHzから 21,125kHzまで
	A 1 A	21,125kHzから 21,150kHzまで
24,890kHzから 24,990kHzまで	すべての電波の型式(1)	21,150kHzから 21,450kHzまで(2)
	A 1 A	24,890kHzから 24,920kHzまで
	A 1 A F 1 B F 1 D G 1 B G 1 D	24,920kHzから 24,930kHzまで
28MHzから 29.7MHzまで	すべての電波の型式(1)	24,930kHzから 24,990kHzまで(2)
	A 1 A	28MHzから 28,07MHzまで
	A 1 A A 2 A A 2 B A 2 D F 1 B F 1 D G 1 B G 1 D	28,07MHzから 28,15MHzまで
	A 1 A	28,15MHzから 28,2MHzまで
	すべての電波の型式(1)	28,2MHzから 29MHzまで(2)
	すべての電波の型式(5)	29MHzから 29,3MHzまで
	すべての電波の型式	29,3MHzから 29,51MHzまで(6)
	F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 8 W(7)	29,51MHzから 29,59MHzまで(8)
	すべての電波の型式(5)	29,59MHzから 29,61MHzまで(2)
	F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 8 W(7)	29,61MHzから 29,7MHzまで(8)
50MHzから 54MHzまで	A 1 A A 2 A(9) A 2 B(9) A 2 D(9) F 1 B(9) F 1 D(9) G 1 B(9) G 1 D(9)	50MHzから 50,1MHzまで(10)
	すべての電波の型式(1)	50,1MHzから 51MHzまで(4)
	すべての電波の型式(5)	51MHzから 52MHzまで(2)
	すべての電波の型式(1)	52MHzから 52,5MHzまで(2)
	F 1 D(5)(7) F 2 D(5)(7) G 1 B(5)(7) G 1 D(5)(7)	52,5MHzから 52,9MHzまで
	すべての電波の型式	52,9MHzから 54MHzまで

144MHzから 146MHzまで	すべての電波の型式(1)	144MHzから 144.02MHzまで(1)
	A 1 A(2)	144.02MHzから 144.1MHzまで
	すべての電波の型式(1)	144.1MHzから 144.5MHzまで(4)(3)
	F 1 D(5)(7) F 2 D(5)(7) G 1 B(5)(7) G 1 D(5)(7)	144.5MHzから 144.7MHzまで
	すべての電波の型式(5)	144.7MHzから 145.65MHzまで(2)
	すべての電波の型式	145.65MHzから 145.8MHzまで
	すべての電波の型式	145.8MHzから 146MHzまで(6)
430MHzから 440MHzまで	A 1 A	430MHzから 430.1MHzまで
	すべての電波の型式(1)	430.1MHzから 430.8MHzまで(4)
	F 1 D(5)(7) F 2 D(5)(7) G 1 B(5)(7) G 1 D(5)(7)	430.8MHzから 431.4MHzまで
	すべての電波の型式(5)	431.4MHzから 431.9MHzまで(2)
	すべての電波の型式(1)	431.9MHzから 432.1MHzまで(1)
	すべての電波の型式(5)	432.1MHzから 434MHzまで(2)
	F 1 D(4) F 1 E(1) F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 7 W(4) F 8 W(7)	434MHzから 435MHzまで(8)
	すべての電波の型式	435MHzから 438MHzまで(6)
	すべての電波の型式	438MHzから 439MHzまで
1,260MHzから 1,300MHzまで	F 1 D(4) F 1 E(1) F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 7 W(4) F 8 W(7)	439MHzから 440MHzまで(8)
	すべての電波の型式	1,260MHzから 1,270MHzまで(6)
	A 3 F A 8 W C 3 F C 8 W D 7 D F 1 D F 3 F F 7 D F 8 W G 1 D G 7 D X 7 D	1,273MHzから 1,290MHzまで(9)

	F 1 D(4) F 1 E(1) F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 7 W(4) F 8 W(7)	1,290MHzから 1,293MHzまで(8)
	A 2 A A 2 B A 2 D F 1 B F 1 D F 2 B F 2 D G 1 B G 1 D	1,293MHzから 1,294MHzまで
	すべての電波の型式(1)	1,294MHzから 1,294.5MHzまで(2)
	A 1 A F 2 A F 2 B F 2 D	1,294.5MHzから 1,294.6MHzまで(10)
	すべての電波の型式(5)	1,294.6MHzから 1,295.8MHzまで(2)
	すべての電波の型式(1)	1,295.8MHzから 1,296.2MHzまで(1)
	すべての電波の型式	1,296.2MHzから 1,300MHzまで
2,400MHzから 2,450MHzまで	すべての電波の型式	2,400MHzから 2,405MHzまで(6)
	F 1 D(4) F 1 E(1) F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 7 W(4) F 8 W(7)	2,405MHzから 2,407MHzまで(8)
	A 3 F A 8 W C 3 F C 8 W D 7 D F 1 D F 3 F F 7 D F 8 W G 1 D G 7 D X 7 D	2,407MHzから 2,424MHzまで(15)
	すべての電波の型式(1)	2,424MHzから 2,424.5MHzまで(2)(10)
	A 1 A F 2 A F 2 B F 2 D	2,424.5MHzから 2,425MHzまで(10)
	F 1 D(4) F 1 E(1) F 2 A(7) F 2 B(7) F 2 D(7) F 3 C(7) F 3 E F 3 F(7) F 7 W(4) F 8 W(7)	2,425MHzから 2,427MHzまで(8)
	すべての電波の型式	2,427MHzから 2,450MHzまで
5,650MHzから 5,850MHzまで	すべての電波の型式	5,650MHzから 5,670MHzまで(8)(7)
	すべての電波の型式	5,670MHzから 5,690MHzまで(8)
	A 3 F A 8 W C 3 F C 8 W D 7 D F 1 D F 3 F F 7 D F 8 W G 1 D G 7 D X 7 D	5,690MHzから 5,725MHzまで(15)
	すべての電波の型式	5,725MHzから 5,730MHzまで(8)
	すべての電波の型式	5,730MHzから 5,755MHzまで
	A 1 A F 2 A F 2 B F 2 D	5,755MHzから 5,757MHzまで(10)

	すべての電波の型式	5.757MHzから 5.760MHzまで
	すべての電波の型式(1)	5.760MHzから 5.762MHzまで(2)(10)
	すべての電波の型式(5)	5.762MHzから 5.765MHzまで
	すべての電波の型式	5.765MHzから 5.770MHzまで(8)
	すべての電波の型式	5.770MHzから 5.810MHzまで
	すべての電波の型式	5.810MHzから 5.830MHzまで(8)
	すべての電波の型式	5.830MHzから 5.850MHzまで(8)(7)
10GHzから 10.25GHzまで	すべての電波の型式	10GHzから 10.025GHzまで(8)
	A 3 F A 8 W C 3 F C 8 W D 7 D F 1 D F 3 F F 7 D F 8 W G 1 D G 7 D X 7 D	10.025GHzから 10.08GHzまで(5)
	すべての電波の型式	10.08GHzから 10.15GHzまで
	すべての電波の型式	10.15GHzから 10.18GHzまで(8)
	すべての電波の型式	10.18GHzから 10.235GHzまで
	A 1 A F 2 A F 2 B F 2 D	10.235GHzから 10.237GHzまで(6)
	すべての電波の型式	10.237GHzから 10.24GHzまで
	すべての電波の型式(1)	10.24GHzから 10.242GHzまで(2)
	すべての電波の型式	10.242GHzから 10.245GHzまで
	すべての電波の型式	10.245GHzから 10.25GHzまで(8)
10.45GHzから 10.5GHzまで	すべての電波の型式	10.45GHzから 10.5GHzまで(10)(7)

注1 (1)は、占有周波数帯幅が6kHz以下のものに限る。

注2 (2)は、直接印刷無線電信（以下「RTTY」という。）及びデータ伝送を行う場合を除く。ただし、7,030kHzから7,045kHzの周波数は、外国のアマチュア局と通信を行う場合に限りRTTY及びデータ伝送にも使用することができる。

注3 (3)は、F1B、F1D、G1B及びG1Dを除く。

注4 (4)の周波数のうちRTTY及びデータ伝送を行う場合は、それぞれ14,100kHzから14,112kHzまで、50.9MHzから51MHzまで、144.4MHzから144.5MHzまで又は430.7MHzから430.8MHzまでの周波数に限る。

注5 (5)は、占有周波数帯幅が6kHzを超えるものに限る。ただし、29MHzから29.3MHzまで及び51MHzから51.5MHzまでの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、占有周波数帯幅が6kHz以下のものにも使用することができる。

- 注6 (6)は、衛星通信を行う場合に限る。
- 注7 (7)は、占有周波数帯幅が40kHz（周波数が430MHzから440MHzまでのものについては30kHz）以下のものに限る。
- 注8 (8)は、社団法人日本アマチュア無線連盟（以下「連盟」という。）のアマチュア業務の中継用無線局と通信を行う場合及び当該局が通信を行う場合に限る。ただし、29.51MHzから29.59MHzまで及び29.61MHzから29.7MHzまでの周波数は、外国のアマチュア業務の中継用無線局と通信を行うものにも使用することができる。
- 注9 (9)は、外国のアマチュア局と通信を行う場合に限る。
- 注10 (10)の周波数は、月面反射通信（月面による電波の反射を利用して行う無線通信をいう。以下同じ。）にも使用することができる。
- 注11 (11)は、月面反射通信を行う場合に限る。
- 注12 (12)は、月面反射通信を行う場合に限り、すべての電波の型式（占有周波数帯幅が6kHz以下のものに限る。）を使用することができる。
- 注13 (13)の周波数のうち、144.3MHzから144.5MHzまでの周波数で、国際宇宙基地と通信を行う場合は、注1の規定にかかわらず、占有周波数帯幅が40kHz以下のものにも使用することができる。
- 注14 (14)は、占有周波数帯幅が150kHz以下のものに限る。
- 注15 (15)は、テレビジョン伝送及び占有周波数帯幅が9MHz以上の高速データ伝送を行う場合に限る。
- 注16 (16)は、モールス無線電信による通信により標識信号の送信を行う場合に限る。
- 注17 (17)の周波数は、衛星通信にも使用することができる。
- 注18 各周波数の区分の上限（数値の大きい方）は当該周波数の区分に含まれるが、下限（数値の小さい方）は含まれないこととする。
- 注19 占有周波数帯幅の許容値が設備規則に規定されているものについては、その規定された許容値以下のものであること。
- 注20 電波の型式がA3C、D3C又はJ3F及び周波数24,990kHz以下のF3C又はF3Fについては、占有周波数帯幅が3kHz以下のものに限る。
- 注21 電波の型式のうち伝送情報の型式の記号がBとなるものは、自動受信を目的とする電信のうちモールス符号によるものを除く。
- 注22 14,100kHz、18,110kHz、21,150kHz、24,930kHz、28.2MHz及び50.01MHzの周波数は、電波の型式A1Aにより連盟が標識信号の送信を行う場合に限る。
- 注23 51MHz、145MHz、433MHz、1,295MHz、2,427MHz、5,760MHz及び10.24GHzの周波数は、電波の型式F2A又はF3Eにより連絡設定の通信を行う場合に限る。
- 2 1以外の周波数
免許状に電波の型式及び周波数の使用区別の記載があるときは、それによらなければならない。

5 外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことができる無線設備の操作の範囲および当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件

電波の型式の表示が改正されたことによるもので、実質内容の改正はありません。

〇総務省告示第五百九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十四条の八及び第二十四条の九の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二十六号（外国において電波法第四十条第一項第五号に掲げる資格に相当する資格、当該資格により行うことができる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十五年八月十一日

総務大臣 片山虎之助

別表第一号のアメリカ合衆国のNoviceの項外国の相当する資格で操作できる範囲の欄中「及びA1B」を削る。

別表第一号のアメリカ合衆国のNoviceの項無線設備の操作の範囲の欄中「A1」を「A1A」と「F1」を「F1B、F1D、G1B又はG1D」と「A3、A3A、A3H、A3J」又は「A9」を

「A3E, A8W, H3E, J3E又はR3E」に定める。

別表第二号アマチュア連邦共和国のA Classの項中「A1, A2, A3, A3J, F1又はF3」を「A1A, A2A, A2B, A3E, F1B, F1D, F3E, G1B, G1D又はJ3E」に定める。同C Classの項中「A3, A3J又はF3」を「A3E, F3E又はJ3E」に定める。

別表第二号アマチュア連邦共和国のGeneralの項無線設備の操作の範囲の欄一中「A1」を「A1A」に、同欄二中「A1又はF1」を「A1A, F1B, F1D, G1B又はG1D」に、同欄三中「A1, A3, A3A, A3H, A3J, A5, F1, F3又はF5」を「A1A, A3E, A3F, F1B, F1D, F3E, F3F, G1B, G1D, H3E, J3E又はR3E」に、同欄四中「A1, A2, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5, F1, F2, F3, F4又はF5」を「A1A, A2A, A2B, A3C, A3E, A3F, F1B, F1D, F2A, F2B, F2D, F3C, F3E, F3F, G1B, G1D, H3E, J3E又はR3E」に、同欄五中「A1, A2, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5, F1, F2, F3, F4, F5, P1, P2又はP3」を「A1A, A2A, A2B, A3C, A3E, A3F, F1B, F1D, F2A, F2B, F2D, F3C, F3E, F3F, G1B, G1D, H3E, J3E, P0N又はR3E」に定める。

別表第二号アマチュア連邦共和国のNoviceの項無線設備の操作の範囲の欄三中「A1」を「A1A」に、同欄四中「A1, A2, A3, A3A, A3H, A3J, A4, A5, F1, F2, F3, F4又はF5」を「A1A, A2A, A2B, A3C, A3E, A3F, F1B, F1D, F2A, F2B, F2D, F3C, F3E, F3F, G1B, G1D, H3E, J3E又はR3E」に定める。

別表第二号アマチュア連邦共和国のA Classの項無線設備の操作の範囲の欄一③を次のものに定める。

(3) 電波の型式がA1A, A2A, A2B, A3E, F1B, F1D, F2A, F2B, F2D, F3E, G1B, G1D, H3E, J3E又はR3Eのものであること。ただし、1,800kHzから2,000kHzまでの周波数の電波を使用するものの電波の型式については、A1A, A2A, A2B, A3E, H3E, J3E又はR3Eのものであること。

別表第二号アマチュア連邦共和国のA Classの項無線設備の操作の範囲の欄二③を次のものに定める。

(3) 電波の型式がA1A, A2A, A2B, A3E, F1B, F1D, F2A, F2B, F2D, F3E, G1B, G1D, H3E, J3E又はR3Eのものであること。ただし、7,000kHzから7,100kHzまで又は14,000kHzから14,350kHzまでの周波数の電波を使用するものの電波の型式については、A1Aのものであること。

別表第二号アマチュア連邦共和国のB Classの項無線設備の操作の範囲の欄中「A3, A3A, A3H, A3J又はF3」を「A3E, F3E, H3E, J3E又はR3E」に定める。

附 則

この告示は、平成十六年一月十三日から施行する。

◎アマチュア無線技士国家試験

第1級アマチュア無線技士 受験地 広島、大阪など 試験 2003年12月7日(日)

申請受付 10月1日(水)～20日(月)

第2級アマチュア無線技士 受験地 広島、大阪など 試験 2003年12月14日(日)

申請受付 1アマと同じ

第3・4級アマチュア無線技士

受験地 大阪 試験 2003年12月14日(日)

申請受付 1アマと同じ

試験 2004年2月14日(土)

申請受付 2003年12月1日(月)～22日(火)

広島 試験 2004年1月18日(日)

申請受付 2003年11月1日(土)～20日(木)